昭和54年９月16日号
第 799 号

広報 うえだ

発行　上田市
編集　秘書課
電話　上田㉒4100
印刷　中沢印刷

昭和27年12月22日第３種郵便物認可・毎月１日・16日発行・定価１部３円

上田の小道
しんこうじ

駅前から松尾町、原町と続く大通りが新田までのびたのは昭和４年。房山・木町の交差点から北へ新しくあいた大通りには、すずらん形のモダンな街灯がついて「すずらん通り」とよばれた。

この通りと平行した東側の旧道が「しんこうじ」、下房山の通りを曲ったところに、昔は大星神社の五反のぼりがたったものだという。この道が大星神社へ向う道、「しんこうじ」はつまり「神小路」、もっと古くは大星の神が里宮へ通われる「神幸路」だったかもしれない。

いつのころからか、字は新小路と書かれるようになったが、字面とは逆に、毘沙門堂、浄楽寺門前など、古い面影を残している。

（上田の小道おわり）

主な内容

緑と水の自然運動公園着々と建設進む
今年は遊歩道、フィールドアスレチックを建設 …… 2ページ
ゴミの出し方に注意しましょう …… 3ページ
石油類の違反貯蔵に注意しましょう …… 4ページ
ごぞんじですか小規模企業共済と中小企業倒産防止共済 …… 5ページ
必ず受けよう犬の登録と予防注射 …… 6ページ
熱戦をくりひろげた学童野球大会
にぎわった花火大会 …… 7ページ
異国の夜を盆踊りで楽しんだ
ルーマニアの若者たち …… 8ページ
生活特集 …… 特集１～４ページ

市民と市長の日

「市民と市長の日」を10月１日㈪午前９時から午後４時まで、市役所３階市長室で行います。お気軽におでかけください。

農地問題相談日

「農地問題相談」を10月１日㈪午前８時30分から午後５時まで、市役所２階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

一第 798
田中やえさん　天神四丁目（北天神町）　七八
春原金平さん　中央四丁目（上柑屋町）　八三
中村志ずさん　上田原　七八
宮沢英一さん　中央北一丁目（新田）　八五
山岸釐迪さん　久保林　七四
中村のり子さん　上塩尻　四〇
大野田隆吾さん　中央四丁目（上柑屋町）　八三
沓掛たついさん　川辺町　七二
藤岡忠利さん　緑が丘三丁目（城北）　五九
細谷昭二さん　桜台　五一
伊藤静さん　奈良尾　六七
山　四四　が掲載できませんでしたので、おわびして本号に掲載いたします。

完成目指し着々と建設が進む 緑と水の自然運動公園

今年は遊歩道、フィールドアスレチックを建設

市民みんなのスポーツ、レクリエーションの総合施設「上田市自然運動公園」（塩田地区下之郷地籍）は、十九・九ヘクタールの広大な山林に、完成したプールゾーンをはじめ、フィールドアスレチック、運動広場、総合体育館など五十六年度完成を目指して事業が進んでいます。

家族や仲間といっしょに楽しもう

五十四年度の主な事業計画は、遊歩道、フィールドアスレチック、子供の広場、運動広場などの建設で、事業費は約一億五千万円を見込んでいます。

遊歩道は、道幅二・四メートル、総延長約二キロメートルで、家族連れや仲間で山々の風景を楽しみ、また、動植物の生態などを観察しながらのんびりと散歩できる気軽なハイキングコースで、途中に展望台や休憩所を設けます。

フィールドアスレチックは、よじ登ったり滑ったり、楽しみながら体力づくりができるもので、丸太、または丸太とロープを組合せるなどした設備が三十五か所あり、順序よく一まわりできるようになっています。

子供の広場は、約三千平方メートルの広場に、コンクリート製の動物や遊具などを置き、休憩所や芝生広場を設け、子供たちが自由に楽しく遊べる広場です。

運動広場は、縦九十メートル、横百十五メートル、面積約一ヘクタールの広場で、野球やサッカーなどの球技が楽しめます。

五十五年度から総合体育館建設へ

五十五、五十六年度の主な事業計画は、総合体育館の建設です。

総合体育館は、鉄筋コンクリートと鉄骨を組合せた三階建て、延面積約六千平方メートルの建物で、バレー、バスケット、バトミントン、卓球などの球技が楽しめます。

五十三年度までに完成した主な施設は、一周二百四十メートル、幅八メートルの流水プール。高さ六メートル、長さ二十七メートルのスライダープール。だ円型をした児童用の徒歩プール。直径九メートルの円型幼児プール。更衣室、監視塔などのある鉄筋コンクリート二階建ての管理棟。タッチバンがつき、公認の水泳競技大会も開ける九コースの五十メートル競泳プールと専用の管理棟などで、事業費約六億五千二百万円を費やしました。

すべて完成すると、緑と水の豊かな自然運動公園になり、スポーツにレクリエーションに、また、家族連れのいこいの場として、市民みんなのオアシスとなることでしょう。

上田市自然運動公園施設建設予定図

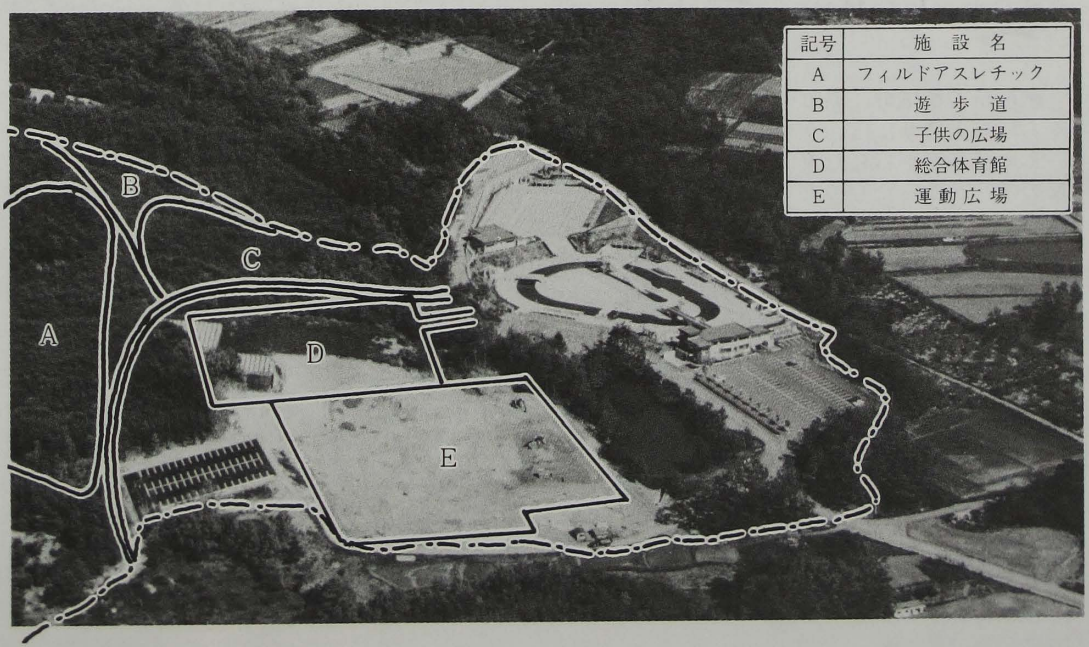

記号	施設名
A	フィルドアスレチック
B	遊歩道
C	子供の広場
D	総合体育館
E	運動広場

待望の 上田市農村環境改善センター 10月3日開館

長い間お待ちいただきました農村環境改善センターが10月3日開館します。

この施設は農村の生活環境の改善を目的とした広範囲な活動に利用される多目的施設です。この改善センターは入浴施設も備えた全国でも類の無い施設で、各種の会議、研修会、結婚式、レクリエーションの場としてお気軽にご利用ください。

（施設のあらまし）

	室名	収容人員	説明
一階	多目的ホール ステージ付き	275人	講演、発表会、各種パーティ・音楽会 体力テスト・卓球・バトミントン
	第一会議室(和室)	18	小会議・休養・各種作法・結婚式控室
	第二会議室(和室)	18	小会議・休養・各種作法・結婚式控室
	第三会議室(和室) ステージ付き	50	会議・研修会・休養・ 敬老会など
	保健管理室	—	予防接種・集団検診・保健相談
	料理実習室	30	料理実習・講習
	男子・女子浴室	—	毎週水・木曜（マイクロバス運行）
二階	視聴覚室	40	視聴覚・結婚式場
	生活改善実習室	30	会議・家事実習・研修
	図書室	20	研究
	資料室	—	資料展示
	農事研修室	50	会議・研修・発表会
屋外	バレー兼テニスコート	—	練習・試合（一面）
	駐車場	—	大型バス駐車可能（普通車70台）

（利用あんない）

○利用時間　午前9.00～午後10.00（日曜日、国民の祝日は午前9.00～午後5.00）

○休館　毎週月曜日、国民の祝日の翌日（この日が月曜にあたるときはその翌日）12月28日から1月3日

○利用の手続　団体の場合、3日前までに使用許可申請書で申込みます。その他は当日受付へお申込みください

○申込み先　上田市大字芳田字長峰1262－1（〒386-01）
上田市農村環境改善センター
TEL(35)2840　有線(2)3678

○風呂のマイクロバスは10月下旬か11月から運行の予定です。

○結婚式場の申込みは上野が丘公民館 ☎(24)0659、または当センターにお問い合せ下さい。

老人福祉センターの休館日が日曜・祝日に変わります

〈10月1日から〉

老人福祉センターの休館日が、十月一日から次のように変わりますので、ご注意ください。

今まで、①毎週月曜日②国民の祝日の翌日③国民の祝日の翌日が月曜日にあたるときは、その翌日が休館日でしたが、十月一日から日曜、祝日が休館日となります。

ゴミは 燃えるゴミと危険物(燃えないゴミ)に 区分してだしましょう

市が収集するゴミは、日常の家庭生活の中から出される〝家庭ゴミ〟だけです。

収集場所へ出すゴミは、燃えるゴミと危険物（燃えないゴミ）に区分けして、午前八時三十分（塩田・川西地区は午前八時）までに収集場所へ出してください。

区分けの方法は下表のとおりです。また、収集場所は、地区の顔です。当番制などをつくり、清潔な環境をたもつようみんなで心がけましょう。

市が処理できないゴミ

次のゴミは、市で処理できませんので、絶対にださないでください。処理しなければならない場合は、㈱和田へ連絡してください。（☎㉓二二五一）

1産業廃棄物。工場、事業所、食品加工など生産過程にともなって出るゴミ。

2電気せんたく機、テレビ、ステレオ、冷蔵庫、電子レンジなどの家庭電気製品。

3バイク、タイヤ、農機具、流し台、応接セット、便器、ふろおけ、塗料・廃油などの空カン。

4農業用ビニール・ナイロン、農薬などの薬品のビン類。

毒物、劇物の空ビンなどは、危険物として廃棄すると、法律によって罰せられますので、絶対にださないでください。

お問合せ＝清掃事務所（☎㉒〇六六六）

ゴミの区分け方法

燃えるゴミ		危険物（燃えないゴミ）	
紙くず	新聞紙、雑誌、ダンボールなど、資源として利用できるものはださない。	金属くず	空カン、その他の金物。トタン類など大きなものは、50cm以内に切り、直径30cmのたばにする。
木くず	家具、植木など。こわして50cm以内にし直径30cmのたばにする。	ガラス・ビン・陶器類	茶わん、皿、植木バチ、ビン類など
勝手くず（残飯など）	植物性、動物性の残り物。水分を良く切って新聞紙につつむ。	プラスチック類	プラスチック、ビニール、ナイロン、発泡スチロール、合成ゴム、その他の石油製品
繊維くず	ボロ布	ゴム類	長ぐつなど

1.ゴミを入れる容器は、紙袋、ダンボール箱ですが、危険物に限ってビニール袋も使えます。

2.ゴミは、一人で持ち運びできる程度（15kg以下）の大きさにして、なわ、ひもなどでくずれないようによくしばってください。

3.残飯などの生ゴミは、できる限り庭、畑などに埋めてください。肥料として有効に使えます。

完

ています。

子供の広場は、約三千平方メートルの広場に、コンクリート製の

ました。

すべて完成すると、緑と水の豊かな自然運動公園になり、スポーツにレクリエーションに、また、家族連れのいこいの場として、市民みんなのオアシスとなることでしょう。

お知らせ

8月26日、市営球場で市長杯争奪早起きソフトボール大会決勝戦が行われました。今年は53チームが参加し、熱戦の末、踏入チームが優勝し市長杯を手にしました。

消防

石油類の届け出はすみましたか
まだの人は至急届け出しましょう
〈石油類の違反貯蔵に注意〉

一定量以上の石油類を貯蔵したり、取扱う場合は〝上小広域火災予防条例〟により届け出なければなりません。

まだ、届け出をすませていない人は、至急届け出てください。

必要以上の貯蔵は危険ですのでやめましょう。

届け出が必要な主な石油類

ガソリン＝二十リットルから九十九リットル。

灯油＝百リットルから四百九十九リットル。

重油＝四百リットルから一千九百九十九リットル。

前記以上の量を貯蔵したり、取扱う場合は、消防法により許可が必要となります。

〈**届出先・お問合せ**〉

上田消防署（☎㉒二五〇一有線②〇八一一）

川辺分署（☎㉒五〇四〇有線③三〇七〇）

東北分署（☎㉒二六七〇有線②五三〇〇）

塩田分署（☎㊳三〇〇五有線二〇三四）

川西分署（☎㉛二一〇九有線③〇〇九二、二〇三三）

農業

農地をほかの目的に使用するときは注意を

農地を宅地、駐車場、植林などほかの目的に使用する場合は、農地法により県知事の許可を受ける必要があります。

特に、近年、農業の兼業化が進み、山林周辺の農地は遊休、荒廃化がふえ、これらの農地に無断で植林する例が多く見られます。

許可を受けずに植林などほかの目的に使用した場合、農地法により期限を定めて、現状回復の措置を取ることがありますのでご注意ください。

お問合せ＝農業委員会事務局（☎㉒四一〇〇内線三三六）

交通

ゆずりあいで交通事故をなくそう
秋の交通安全運動

秋の交通安全運動が、九月二十一日㈮から同月三十日㈰までの十日間全国いっせいに行われます。

今回の運動は、

1、**子供と老人の交通事故防止。**

2、**自転車および原動機付自転車の安全利用の促進。**

3、**安全運転の確保とシートベルト着用の推進。**

の三点が重点になっています。

道路を利用する人みんなが交通ルールを守り、お互いにゆずりあって、悲惨な交通事故をなくしましょう。

交通安全 年間スローガン

○せまい道　大きく広げる　ゆずりあい

○曲りかど　いつも危険が　かくれてる

○やってるかい　一度止まって　右左

訂正おわび

「広報うえだ」九月一日発行の第七九八号「くらしを守るあなたの国民年金」欄の、今月は七、八月分の納入月は、七、八、九月分の納入月の誤りでした。おわびして訂正いたします。

タバコは
市内で買いましょう

保健衛生

乳幼児 三歳児 健康診査

十月の乳幼児、三歳児健康診査を次により行います。時間はいずれも午後一時三十分から二時三十分。ただし、四・九か月児は二時。母子健康手帳をお持ちください。

三歳児健康診査日程表

会場	市健康センター		市塩田母子健康センター
地区	新市内	旧市内	塩田全区
対象児	51年9月生		51年9・10月生
10月	9日	26日	15日

乳幼児健康診査日程表

会場	市健康センター						市塩田母子健康センター	市川西社会福祉センター
対象児	4か月児		9か月児		1歳6か月児		4・9か月児	4・9か月児
	54年6月生		54年1月生		53年4月生		54年6月生 54年1月生	54年6月生 54年7月生 54年1月生 54年2月生
地区	新市内	旧市内	新市内	旧市内	新市内	旧市内	塩田全区	川西全区
日時	3日	17日	24日	31日	2日	23日	16日	18日

訪問販売などは
契約押印を慎重に

月額約十八万円
（3.8人の標準家庭）

生活特集

〈生活交通課〉

訪問販売などは契約押印を慎重に

訪問販売、通信販売、割賦販売で品物を買う時は、後日のトラブルが多いので必ず契約書をよく読みましょう。

特に、大型商品を買う場合は、アフターサービスの確認も忘れないようにしましょう。

欠陥商品や不良品を買った場合は、市役所生活交通課生活係へ連絡してください。(☎㉒四一〇〇内線二七七)

泣き寝入りは、悪い商法をはびこらせる結果になります。

月額約十八万円(3.8人の標準家庭)

市民の生活費

〔東京と比較月額一万二千円低〕

私たちは、毎日の生活を営むため、食品や衣料を買ったり、家を修理したり、バスに乗ったり、授業料を払ったり、多くのお金を使っています。

市では、上田市の物価は、他市に比べてどのような状況にあるのか、また、月々どのくらいの生活費が必要なのかなど、市民の生活費を調査してみました。

▽東京都との生活費の格差(1図)

東京都と比べた場合の生活費は、消費支出の少ない品目(東京都より物価の安い品目)が多く、金額の大きいことがわかります。また、逆に、消費支出の多い品目(東京都より物価の高い品目)は、少なく、金額も小さいことがわかります。

全体では、東京都より年額、十四万四千四百八円支出で少なくなっています。

▽長野市との生活費の格差(2図)

長野市と比べた場合の生活費は、消費支出の少ない品目と消費支出の多い品目ともほとんど差はありません。

金額的にもあまり変化なく、全体でも年額にして長野市より、四十八円支出が多くなっている程度です。

これらを身近かな消費物資でみると、支出の少ない品目は「家賃(対東京都)」「珠算月謝」「幼稚園保育料」「ガス代」「米代」などがあります。支出の多い品目は「りんご」「水道工事費」「婦人既製服」「自動車教習料」「家賃(対長野市)」があります。

この結果から標準家庭(三・八人)の生活費は、食品五万九千七百七十三円、衣料品一万三千七百七十八円、その他の商品二万六十六円、雑費三万二千五百二十一円調査対象外品目五万一千九百九十六円となり、月額十七万八千百三十四円(五十四年二月現在)と推定することもできます。

この調査は、五十二年五月に調査した物価と今年二月の長野市の標準生計費などを修正して利用、全品目の七〇%を調査対象として

図1 商品別東京都比較(年間)

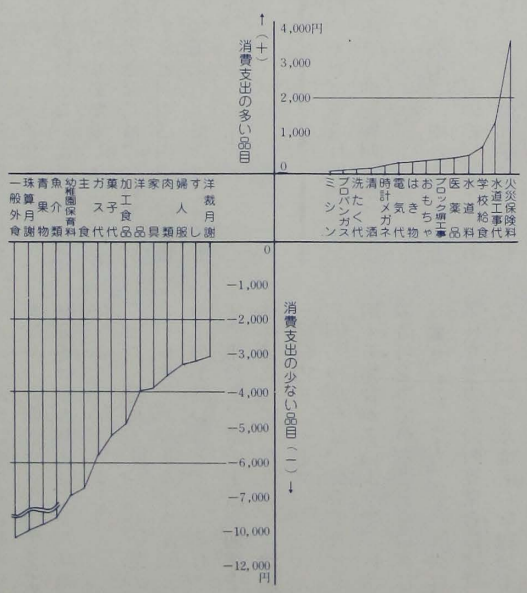

図2 商品別長野市比較(年間)

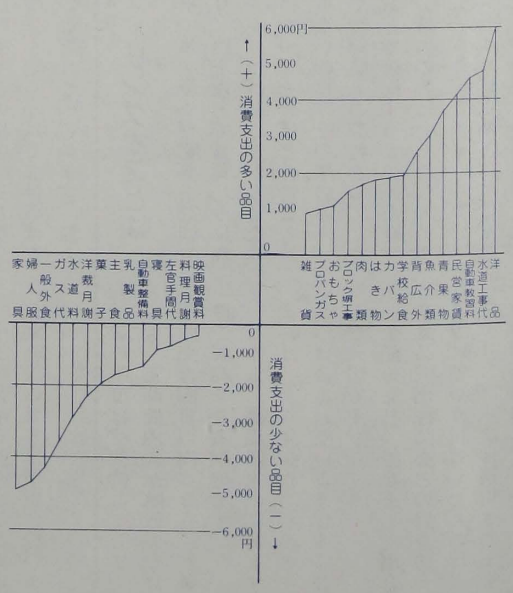

行ないました。

長野市の数字を用いたのは、長野市、松本市は、国の統計調査の指定を受け、定期的に物価調査や物価指数の公表を行っていますが、上田市は同指定外で定期的な調査ができないため、上田に一番物価などが近い長野市を選んだためです。

生活費の上手な使い方は 主婦の腕しだい

物価が上がれば、支出が多くなるのは当然ですが、生活費の支出の増減は、物価だけでなく実際に生活の中で消費する品物の量が、大きな影響をもっていることに注意して見ることも必要です。

家計の生活実感から、ある物価が大幅に上がったのに、消費者物価指数は下がったと不思議がる消費者も多いようです。これは、消費支出の割合が少ない物資の価格変動は、全体の生活費のなかでそれほど影響がないからです。

これから、石油製品などの値上がりにともなって生活費の支出も増えて行くことが予想されますが、便乗値上げなどないよう、見守って行くことも必要でしょうが、支出割合の大きな品目についてムダをなくすなど、生活の中で消費量を減らす工夫も大切ではないでしょうか。

悪質な訪問販売に注意しよう

消費者苦情相談

訪問目的を隠し、公共機関の名を使い、催眠的商法でなかば強制的に、高値で売りつけるなど……『悪質な訪問販売』に対する苦情が増えています。

最近の苦情相談から特徴的なものを拾ってみました。

例① 県外ナンバーの車で反物を売りにきた。特別一反サービスすると言う。価格は十二万円。不安はあったが今日は、手持ちのお金だけでよいと言われ、五万円を払い残りは一か月後と言う条件で買わされた。

その後、呉服店で見てもらったら一万二千円程度の粗悪品だといわれ自分の愚かさを知った。五万円はあきらめるとしても残りの七万円は、払う気になれない。

例② 農道を帰宅途中、前方の県外ナンバーの車に呼びとめられ、道を尋ねられた後、問屋への納品の帰りだが残りの品だからと英国製の紳士服、市価七万円を三万円にすると、言葉巧みに車に誘い込まれ、なかば強制的に買わされた。昼間みたら高級品とはほど遠い粗悪品だった。

例③ 公民館で健康食品の講話があると聞いて行ってみた。一通り話があった後、景品として家庭用品を何点かもらったほか、包丁セット(六千五百五十円の表示)もサービスするといわれ、衝動的に高麗人じん茶を三万六千円で買わされた。景品をもらったりして、その場のふんい気にのまれて買ってしまったが、市価より相当高いので返品したい。

問題点 まず、不安があったら、はっきりと断わる勇気を持つことです。あいまいな態度をとるとつけ込まれます。

前記の三例は、いずれも訪問販売法の適用を受け、契約日から四日以内であれば無条件撤回(クーリングオフ、別記参照)ができます。

ただ、例①②の場合は、販売者がわかりませんので、法律違反の問題はあっても撤回手続きがとれません。

訪問販売などの場合、売り手は必ず身分を明らかにしなければならないことになっています。皆さんも、名刺だけでなく自動車免許証や身分証明書などの提示を求め、身分をはっきりさせてから商談に応ずるよう心がけましょう。

また、態度があやしいと思ったら、車のナンバーなどを記録しておくのも良いことです。そして、すぐ市役所二階の生活交通課生活係へ連絡してください。(☎㉒四一〇〇内線二七七)

例③の場合は、公会堂などを利用する場合が多いようで、自治会の許可を得ていることを口実にする業者もいます。公共施設は、県外などの訪問販売業者には貸さない、といった地区の取扱いも多くなってきています。

市民の苦情を断ち切るためにも公共施設の貸与は慎重に行いましょう。

消費者は、買いだめが必要な時こそ、買だめに代わる行動が求められているのです。

クーリングオフとは

セールスマンが家庭を訪問したり、路上などで言葉巧みに商品を売りつけることが多くなっています。それほど必要なものでもないのに、その場のふんい気でつい購入の契約をしてしまいあとで後悔するといった経験をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

クーリングオフとは、こんなトラブルを防ぐための制度です。

この制度は、契約してしまっても一定期間内(割賦販売や訪問販売は四日以内)なら、無条件で解約できる制度です。

しかし、商品購入の契約をする時は、よく注意し、心のスキにつけこまれないようにすることが大切です。

全額を支払ってしまった場合や食品、化粧品などの封を切ったり、使いかけにしたものは、クーリングオフは適用されませんのでご注意ください。

あとで後悔しないよう おちついて よく考えてから

買いだめのソロバン勘定

四十八年の石油パニック当時、「トイレットペーパーは、今、トイレにある一本しかないんです。いつも行くお店が売り切れなので遠くのスーパーまで行った人ですが、全然買えないんです」。中年の主婦は困惑を隠しきれない。「買いだめが物不足の一因といわれても、いま使おうにもそれがなければどうしようもないでしょう」と若い主婦は、整理券を手に何とかトイレットペーパーを確保したいと夢中でした。

この年の十一月下旬、通産省が音頭をとって首都圏にトイレットペーパーを緊急出荷したことがあります。

都内のスーパー一店当り、四十ロール入り、六千パックを売り出したのですが、その結果は、買いだめ騒動があったことさえ疑わせるような情景だったと言われています。

通産省の集計したところによると、この日八千四百パックの売り出しに対し、売れたのは三割程度にとどまったと言われています。

値上げ・物がない……あわてずに考えよう
48年当時のパニックを教訓に

前記の事実は、消費者がとった買いだめの自衛策がいかにむなしいものであったか、また、値上げを招いてしまったかを教えてくれました。

消費者は、買いだめが必要な時こそ、買だめに代わる行動が求められているのです。

「過剰といわれた品物が、一夜にして不足するのはおかしい」。まず、疑問を投げかけるべきではないでしょうか。

競って店頭に列を作るよりも、本当に品物が不足しているのか確めることが一番大切なことでしょう。

他の消費者やグループ、団体などと連絡をとり、事実を究明して行くことが騒動や一方的な値上げを防ぐ一つの方法だと思います。

灯油などの品薄、値上がりが言われている現在、四十八年当時の教訓を生かし、再びあのようなパニック状態を招かないようみんなで注意しましょう。

灯油・プロパン価格情報

9月10日現在

	灯油（18ℓ店頭）	プロパン（5㎥）
高値	1,100円	2,060円
安値	954円	1,660円
平均	1,016円	1,873円
7月25日値上がり率	13%	12%

喜べない世界一のタイトル
推進しよう省資源・省エネルギー

日本は石油のほとんどを海外からの輸入に依存していますが、石油を輸入に依存していることは、ヨーロッパの国ぐにでも変わりません。しかし、エネルギー全体に占める石油の比率は、日本がだんぜん高くなっています。安定供給のためにも灯油などの消費の節約をはかりましょう。

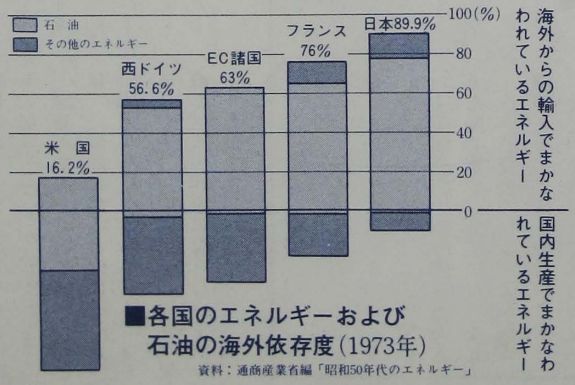

■各国のエネルギーおよび石油の海外依存度（1973年）

資料：通商産業省編「昭和50年代のエネルギー」

お困りのときは 市民相談室へ

☎ (22) 4100 内線 276・278

市民相談室では行政をはじめ、心配ごと交通事故など、あらゆる相談をお受けしています。

また、特別相談として法律相談にも応じています。

◆**法律相談**（無料・弁護士による）（毎月第2第4金曜日、午後1時30分～午後3時30分）

○担当…上田弁護士会

◆**行政相談**（毎月第2月曜日、午前10時～午後3時）

○担当…上田地区行政相談委員ほか

悩みのない明るい楽しい生活をすごしていただくため市民相談室を設置しています。お気軽にご利用ください。相談はすべて無料で、秘密を厳守します。

ドン！パン！ブー！

うるさいと思ったことは〈騒音と苦情処理〉

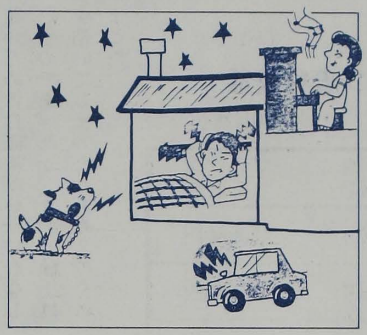

このところ「ピアノ」「ガス爆音器」「自動車」などの音がうるさいといった騒音苦情が多く寄せられています。

騒音苦情は、年間を通じて多発の傾向にありますが、特に夏期に集中しているようです。

「暑いから戸口を開放して、涼しい風を入れたい」「寝苦しいのでどうしても眠りが浅い」。こんなとき「ピン、ポン」「ドシ」「プー」といった不協和音が飛び込んできた場合を想像してみてください。だれでもいらだちを感ずることでしょう。

騒音を発生させる原因は、緊急やむを得ず、偶発的に起こす場合と、周囲におかまいなく日常的に、また、継続的に発生させている場合が考えられます。

多く問題にされるのは後者の場合です。隣り近所で生活する者としては、つい我慢しきれなくなり苦情の申立てとなるのですが、その結果はどうでしょう。

騒音問題は、お互いの理解があれば回避できる問題です。しかしなかなか解決のむずかしい問題でもあります。

騒音問題が起爆剤となって、近隣関係を悪化させたり、問題は解決されたとしても、気まずい思いが残ったり、また、他の問題に飛び火しないよう配慮しながら解決しなければならないからです。

したがって、騒音公害としてもとらえにくく、行政指導もできかねる問題でもあるのです。

お互いのゆずり合いを大切に

現実には、市の環境保全関係条例の騒音規制に該当しないから問題がない、といった対応をされている場合が多く見られます。このへんを考え直して見る必要があるのではないでしょうか。

近隣関係では、お互いの主張を客観的にとらえ、ゆずりあう精神を大切にすることが必要でしょう。

騒音苦情をとおして感ずることは、一般的に発生者側に近隣者への配慮がたりない場合が目につきます。もう一度、自分の周囲を見直し、人の迷惑にならない生活ルールを築きましょう。

危ないと思ったら!!

危険個所の情報をお寄せください。生活の場から〝危険〟をなくしましょう。

連絡先＝市民相談室・生活交通課生活係。
（☎㉒4100内線276・277）

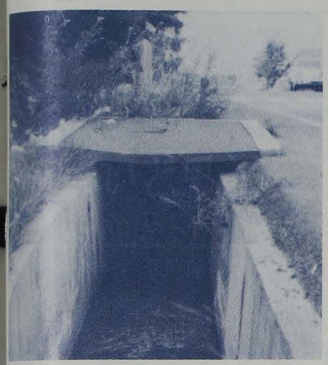

幼児などが転落したとき、長い暗きょ（トンネル）の中へ入り込んでしまう（写真上）危険があるとの情報を受け、早速設置者に依頼してスチール製のアミをつけました（写真下）

大型店問題に思う

監視員日記

流通経路の多様化にともないここ数年市内に、大型店が幾つか出店、さらに出店計画が発表されています。

店が増えれば競争が激しくなりますが〝五割引き〟など、割引き率の大きな広告のほんとうの値段はと疑いを持つこともしばしばです。

消費者は、適格な価格をどう受けとめたらよいのか、また、パック包装など、いろいろ考えさせられる問題が多くなっています。

「良い物を安く販売してほしい」という消費者の要望はごく自然のものですが、この要望に対する販売店の取り組み方が大きな関心事で、他市にひけをとらない消費者の利益がはかれる環境を作ってほしいものです。

最近、大型店出店反対の意見が一部に見られますが、公正な自由競争を進めるとともに、資本力や吸客力などの弱い中小既存店の現実にも目を向け、地域で盛り立て、消費者利益の実現に向うよう配慮して行くことも大切なことと思います。

販売店と消費者という一連のかかわり合いは、地域の連帯感という共通の土俵のなかで、相互理解の立場にたった販売と消費の活動が進められることに意義があるのではないでしょうか。

（久間）

商工

ごぞんじですか

小規模企業共済と中小企業倒産防止共済

＝早目に手続きを＝

事業主の退職金制度 小規模企業共済

小規模企業共済制度は、事業主の退職金制度です。一年以上掛金をかけると、事業をやめたり、役員を退職したときなどに支払われます。

〈制度の特色〉

掛金は所得控除されます。

〈加入できる人〉

常時使用する従業員が、二十人（商業、サービス業は五人）以下の個人事業主および会社や企業・協業組合の役員。

〈掛金〉

月々、最低一千円から最高二万円まで（五百円きざみ）の範囲内で、自由に掛金を決めて加入できます。

中小企業の連鎖倒産未然防止に 中小企業倒産防止共済

中小企業倒産防止共済制度は、予期しない取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するための制度です。

〈制度の特色〉

①加入後六か月を経過して取引先企業の倒産により被害を生じた場合は、積み立てた掛金額の十倍の範囲内で無担保、無保証、無利子で貸付が受けられます。

②掛金は、税法上、個人の場合は必要経費に法人の場合は損金に算入されます。

〈加入できる人〉

①従業員三百人以下または資本金一億円以下の工鉱業の会社および個人。

②従業員百人以下または資本金三千万円以下の卸売業の会社および個人。

③従業員五十人以下または資本金一千万円以下の小売・サービス業の会社および個人。

④企業組合および協業組合。

⑤事業協同組合、同小組合または商工組合で、共同生産、共同販売などの共同事業を行っている組合。

〈掛金〉

月々、五千円、一万円、一万五千円、二万円のいずれかです。

〈お問合せ〉

上田商工会議所（☎㉒四五〇〇）または塩田商工会（☎㊳三六一〇）川西商工会（☎㉛二〇三三）

ご利用ください 小企業者のためのマル経資金融資制度

（無担保・無保証）

〈対象者〉

従業員二十人以下の製造業の事業主。従業員五人以下の商業、サービス業の事業主。

〈融資限度額〉

運転資金二百五十万円。設備資金三百万円。

〈金利〉

年七・〇％

〈お問合せ〉

上田商工会議所指導課（☎㉒四五〇〇）

募集

勤労青少年ホームの後期講座受講生

期　間＝十月～三月。

対　象＝29歳までの働く男女。

▼料理教室▲

コース＝月、火、水曜コース。

定　員＝各コースとも二十四名。

受講料＝一千五百円（六か月分）

▼茶道教室（江戸千家）▲

コース＝毎週火曜日。

定　員＝男女各六名。

受講料＝三千円（六か月分）

▼民踊サークル▲

コース＝毎週月曜日。

定　員＝男女各五名。

会　費＝一か月一千円。

申込先・お問合せ＝必ず来館して九月末日までに申込んでください。上田市勤労青少年ホーム（☎㉒七一一七）

その他＝定員になり次第締切ります。

その他

申込みは早目に 結婚衣装を貸出し

〈婦人団体連絡協議会〉

市婦人団体連絡協議会では、結婚衣装の貸出しを行っています。

衣装の柄、色などは、写真にとり、左記の場所に置いてありますのでご覧ください。利用を希望する人は、早目に、山浦源子（中央西一―一一五（丸堀）☎㉓二九〇〇）へ申込んでください。

市中央公民館（材木町一　☎㉒〇七六〇）

働く婦人の家（材木町一　☎㉗二九八八）

上田勤労者福祉センター（中央四　☎㉔七三六三）

相談

お気軽にどうぞ

無料登記相談開設

10月1日(月)

十月一日(月)、次の会場で無料登

示〉標準地価格を閲覧

〈告

地価公示法（昭和44年法第49号）第七条の規定により、昭和五十四年地価公示にかかわる図書を次により閲覧に供します。

上田市長　石井　泉

閲覧場所＝上田市役所企画財政部企画課

閲覧日＝九月十七日(月)から三年間の各日（日曜、祝日、その他市の休日を除く）

閲覧時間＝午前八時三十分から正午までと午後一時から午後五時まで（土曜日は正午まで）

閲覧を希望する人は、担当職員に申出てその指示に従ってください。

受けとめたらよいのか、また、パック包装など、いろいろ考えさせられる問題が多くなってい

費の活動が進められることに意義があるのではないでしょうか。

（久間）

記相談所を開設します。
当日は、市内の司法書士、土地家屋調査士がご相談に応じ、秘密は厳守しますのでお気軽にお出かけください。
とき＝十月一日(月)午前九時から午後四時まで。
ところ＝上田勤労者福祉センター

困っていることがあったら何でも相談しよう

無料法律相談開設

とき＝十月五日(金)午前九時～午後三時。
ところ＝上田商工会議所。
相談内容
民事＝借地。借家。農地。金銭貸借。商取引などの紛争。公害問題。交通事故などによる損害賠償。
家事＝夫婦間の紛争、相続など家族問題一切。
刑事＝刑事関係の疑問、不審。
少年＝困っている少年。

行方不明の人を捜す相談所を開設

警察では、身元不明のまま無縁仏として葬られている不幸な人が、一日も早く遺族の元に引き取られるよう「行方不明の人を捜す相談所」を開設しています。
とき＝日曜日を除く九月末日まで。平日午前八時三十分～午後五時十五分。土曜日午前八時三十分～正午。
ところ＝県警察本部鑑識課（県庁九階）
お問合せ＝県警察本部鑑識課（☎〇二六二㉜一二五一内線二三六三）

必ず受けよう 犬の登録と予防注射

次の日程により、犬の秋季予防注射と登録（春未登録の犬）を行いますので、通知書（ハガキ）を持参のうえ、最寄りの会場へ飼い犬をお連れください。
注射料＝犬一頭につき二千四百円。
登録料＝犬一頭につき二千円。
この期間中に受けられない人は、十一月一日(木)から同月十日(土)までの間に、個別訪問して注射を行います。この場合、訪問料として一頭につき一千五百円、二頭目から五百円が加算されます。
お問合せ＝公害課環境指導係（☎㉒四一〇〇内線二九四有線②〇六七一）

犬の秋季予防注射と登録日程表

第一次 月日	地区	時間	場所
10月1日(月)	東部地区	9.00～9.40	踏入公会堂
		10.00～11.00	常田会館
	北部地区	9.00～9.30	明照会
		9.50～11.00	新田区民会館
10月2日(火)	西部地区	9.00～9.30	西脇会館
		9.50～11.00	新屋会館
	川辺城下地区	9.00～9.20	報恩寮前
		9.50～11.00	諏訪形公会堂
10月3日(水)	塩尻地区	9.00～9.30	下塩尻公会堂
		9.50～10.30	上塩尻公会堂
		10.50～11.20	秋和公会堂
	川辺城下地区	9.00～10.00	川辺町会館
		10.20～11.20	中之条公会堂
10月4日(木)	豊殿神科地区	9.10～9.40	市豊殿支所
		10.00～11.20	上野が丘公民館
	川西泉田地区	9.10～9.50	小泉区民会館
		10.10～11.20	泉田公民館
10月5日(金)	塩田地区	9.10～9.40	東塩田老人集会場
		10.10～11.00	市塩田支所
	神川地区	9.00～9.50	旧道神川橋上流
		10.10～11.00	大屋公会堂
10月8日(月)	塩田地区	9.10～10.00	市西塩田授産所
		10.20～11.00	別所相染閣
	川西地区	9.10～10.20	市川西支所
		10.40～11.10	農協泉田支所
第二次			
10月9日(火)	東部南部地区	9.00～9.30	常田会館
		9.50～10.20	南天神町公会堂
		10.40～11.20	市役所(別棟車庫前)
	北部地区	9.00～9.30	上川原柳公会堂
		9.40～10.10	明照会
		10.20～11.20	新田区民会館

月日	地区	時間	場所
10月11日(木)	川辺城下地区	9.00～9.30	川辺町会館
		9.50～10.20	御所公会堂
		10.40～11.30	三好町公会堂
	北部西部地区	9.00～9.20	上紺屋町公会堂
		9.40～10.20	新屋会館
		10.40～11.10	常磐町会館
10月12日(金)	川辺泉田地区	9.00～9.30	神畑公会堂
		9.50～10.10	上半過公会堂
		10.30～11.10	下之条公会堂
	神科地区	9.00～9.30	消防東北分署
		9.50～11.00	金井公会堂
10月15日(月)	豊殿地区	9.10～9.40	殿城郵便局前
		10.00～10.30	農協豊里支所
		10.40～11.10	町吉田公会堂
	神川神科地区	9.00～9.20	旧道神川橋上流
		9.40～10.20	下青木公会堂
		10.40～11.10	岩門公会堂
10月16日(火)	塩田地区	9.10～10.00	中組公会堂
		10.20～11.00	下之郷公会堂
	東部神科神川地区	9.00～9.30	合同庁舎裏庭
		9.50～10.20	染屋公会堂
		10.40～11.10	神川史跡公園事務所
10月17日(水)	塩田地区	9.10～9.40	舞田公会堂
		9.50～10.20	保野公会堂
		10.40～11.20	市塩田支所
	川西地区	9.10～9.40	上室賀基幹センター
		9.50～10.20	下室賀生活センター
		10.40～11.20	市川西支所
10月18日(木)	塩田地区	9.10～9.30	別所相染閣
		9.50～10.00	野倉公会堂
		10.20～10.50	市西塩田授産所
		11.10～11.40	西塩田会館
10月21日(日)	全市	9.00～11.00	合同庁舎裏庭

市制60周年記念行事

熱戦をくりひろげた

学童野球大会

にぎわった

大屋花火大会

8月の市制60周年記念行事

勇躍生還！

夏休みの子供たちの健全育成を目的に 学童野球大会

市制施行六十周年を記念して、八月二日から同月四日まで、市営野球場で、第一回の学童野球大会が行われました。

同大会には、自治会単位の四十六チームが参加し、熱戦の末、川辺町チームが優勝、金メダルを胸に子供たちは大よろこびでした。

夏の夜の祭典 大屋の燈籠（とおろう）流しと花火大会

八月十四日夜、大屋橋と大石橋の間の千曲川で、燈籠（とおろう）流し、大、小花火の打ち上げと仕掛け花火が行われました。

燈籠は、地元商工会のみなさんが半日がかりで一生けん命つくったもので、夕方、商工会のみなさんや子供たちの手によって流され、水面にゆらゆらと光をおとし印象的でした。

ゆらゆらゆれてきれいだね

市制60周年記念行事予定表

実施月日	行事名	ところ	とき
9月27～30日	盆栽展	市総合展示館	27日午後1時～4時30分 28日・29日午前9時～午後4時30分 30日午前9時～正午
10月2日	環境改善センターしゅん工式	小井田の現場	午前11時～
10月2～7日	上田の今昔展	市総合展示館	午前9時～午後4時30分
10月7日	県下弓道大会	市営弓道場	午前9時～
	高年齢者ゲートボール大会	市営陸上競技場	午前8時30分～
10月9日	スポーツ上田市民の集い	市民会館	午後6時～
10月10日	スポーツ都市宣言	市民会館	午前9時～9時45分
	市民大運動会	市営陸上競技場	午前9時45分～
10月9～17日	長野県美術展覧会	市民会館、市総合展示館	午前9時～午後4時30分
10月12～15日	農民美術建業60周年記念展	山本鼎記念館	午前9時～午後4時30分
10月13～14日	花道展	伊藤ビル	
10月28日	SBCラジオ祭り	市民会館	
10月28～11月10日	石井鶴三作品展	山本鼎記念館、博物館	休館日10月31日、11月7日
10月中旬	タイムカプセル	国分寺史跡資料館	
11月5日	**記念式典および祝賀式** **○市政功労者表彰** **○市民憲章、市木、市花の発表** **○姉妹都市提携発表** **○54年5月1日生まれの人に記念品贈呈** **○伸びゆく上田標語ポスター発表** 茶席 郷土芸能大会 民踊流し	**市民会館** 市民会館前ほか 市内大通り	
12月6日	歌謡ショー特別番組（家族そろって歌合戦）	市民会館	

市制60周年記念タバコ 9月20日から発売

市内の各タバコ小売店でお求めください。

写真上は記念タバコ3個入り化粧箱
写真右は記念タバコ（マイルドセブン）
写真左は物入れ：記念タバコ10個お買上げの方にサービスします。

まちの話題

異国の夜を盆踊りで楽しんだ
ルーマニアの若者たち

8月16日、上田世界青少年友の会の招きでルーマニアの若者たち19名が上田市を訪れ、石井市長を表敬訪問しました。

同夜は市役所の駐車場で行われた盆踊りに参加し、やぐら太鼓をたたいたり「たんこう節」などを見まねで踊り異国の夜を楽しんでいました。

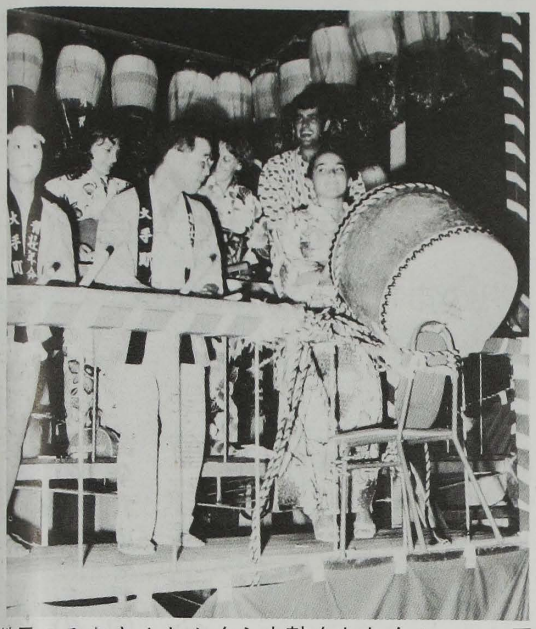

地元のみなさんとやぐら太鼓をたたくルーマニアの若者たち

おいしくできた「たき出し」

実戦さながらの「たき出し」「救急法」研修
1日赤十字

8月20日、市中央公民館で約60人の赤十字奉仕団幹部の皆さんが集まって一日赤十字が行われました。

実戦さながらの「たき出し」「救急法」にみんな汗だくでがんばっていました。

老後の問題をどう考えるべきかなど熱心に討議
上田市社会福祉大会

8月26日、上田市社会福祉大会が第二中学校体育館を主会場に開かれました。

午前中は四つの分科会に分れて討議を行い午後、功労者や団体の表彰、分科会の報告講演などが行われました。

暑い日でしたが関係者、市民の皆さん約700人が集まり、熱心な討議が行われました。

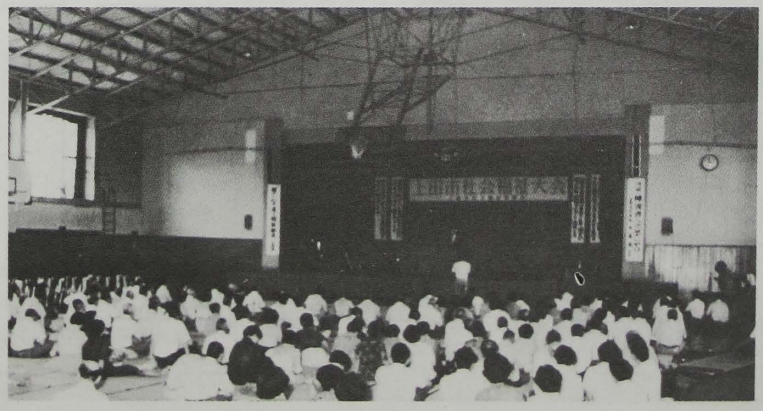

▶主会場の第二中学校体育館での討議